

無所属の中西智子です。

2項目にわたり、一般質問いたします。

他の議員の質問と重なる部分もありますが、なるべく重複しないよう私なりの観点から質問させていただきますので、よろしくお願いいたします。

1項目目は、「コロナ禍」から見えた諸課題について、伺います。

まず1点目に、弱い立場の人々への支援策についての質問です。

新型コロナウイルス感染症の流行は、商業者のみならず、経済的・社会的に弱い立場にある人々に対し、さまざまな禍をもたらしています。社会的混乱が起きている時期だからこそ、これらの人たちの置かれている状況を見過ごすことがあってはならないと考えます。非正規労働者やフリーランス、ひとり親家庭、独居高齢者等で感染症予防の情報がない方、密着した支援が必要な障害者、単身女性の貧困も深刻であると考えられます。

国の第2次補正をうけて、先日の本会議では、児童扶養手当受給対象者への一人5万円の給付策が採決されました。ひとり親支援策について、これまでもその必要性を訴えてまいりましたので、評価したいと思います。しかし、今回のコロナ禍は多岐にわたっており、副次的な課題も残しました。

市は、このような社会的弱者とよばれる人々におけるコロナ禍の状況や支援課題について、どのような認識をお持ちでしょうか。ご答弁を求めます。

<答弁>

ただいまの中西議員さんのご質問に対しまして、ご答弁いたします。

「社会的弱者に対する支援課題の認識」についてですが、新型コロナウイルス感染症の拡大による外出自粛等によって多くの市民が厳しい生活を余儀なくされている状況にあり、中でも経済的・社会的弱者と呼ばれる立場のかたは、より一層の影響を受けていると認識しています。

コロナ禍の状況や支援課題は、例えば、障害者であれば日中活動場所のサービス

自粛による居場所の課題、非正規勤務であれば休業や勤務日数が減少したことによる収入の減少など、様々な課題があると認識しています。

以上でございます。

ほかにも、DV、子どもや高齢者などへの虐待を招く可能性も想定できます。

では、具体的な課題をあげて、質問したいと思います。聴覚障害者市民の困りごとについて、お聞きします。マスクの着用が推奨されるようになり、話すときに、口元や顔の表情を見てコミュニケーションを図ることが難しくなった、という当事者の悩みを聞きました。このマスクが困難な壁になっていることについて、市はどのように理解しておられるでしょうか。また、支援策や一般的な認識となるような啓発・広報をどのように考えておられるでしょうか。

要約筆記や手話通訳の人たちがリスクのあるところで働くことになりましたが、このような方々への支援策について、どのようにお考えでしょうか。

透明マスクの普及など、市が率先して取り組むことへの考えはいかがでしょうか。

一方で、コロナで手話通訳を頼めない場合、TV電話を活用する、という方法があります。このTV電話は、筆談ができることがメリットですが、各公共施設に設置することで、いざという時にも、施設に問い合わせすることができます。設置についての市の考えをお伺いします。

またWi-Fi環境を整えるための助成を検討できないでしょうか。ささゆり園では会議室に有線LANが1つあるだけなので、とても不便であるとのこと。会議や勉強会などでパソコンを使用する頻度は高く、またコミュニケーションツールとして使用されていますし、コロナ禍によって、全ての利用者の方々がリモート会議を利用する頻度も高まるであろうと思われれます。最優先でWi-Fi環境等の整備を求めます。

また各庁舎のインターネット環境の整備についても、合わせて市の見解を求めます。

さらに提案ですが、手話のオンライン講習会の開催や、シニア塾のメニューに追加するなど、聴覚障害者への理解と支援者育成をはかることができると考えますが、いかがでしょうか。ご答弁をお願いします。

<答弁>

「聴覚障害者のコミュニケーションにおけるマスク」について、ご答弁いたし

ます。

聴覚障害者の多くは、人の表情や口元の動きを見て多くの情報を得ており、マスクによってその読み取りが困難になっていることは承知しています。

箕面市身体障害者福祉会からもご要望をいただいております。聴覚障害者の来庁が特に多い障害福祉室では、手話通訳業務員が市民に寄付いただいた透明マスクを活用し通訳業務を行っています。また、企業の無償提供により、市が派遣する登録手話通訳者全員分のフェイスシールドを調達し、順次配布を始めています。

また、マスクが聴覚障害者にとって意思疎通を困難にしていることや透明マスクにより改善されることなどを含め、障害者との多様なコミュニケーション手段について、市ホームページなどで周知・啓発を行っています。

次に、「要約筆記者や手話通訳者への支援」についてですが、現在、市では、聴覚障害者市民から申請のあった通院や会合への参加等の用務に対して、市の登録要約筆記者や登録手話通訳者を派遣しています。

派遣に際しては、国の「新しい生活様式」の実践例を参考に感染予防に努めていただくよう、申請者や従事者に呼びかけています。また、会場の広さ等について事前に派遣先へ確認するなど、必要に応じて従事方法の調整等を行っています。

なお、支援策については、先にご答弁したとおり、適宜対策を講じています。

次に、「透明マスクの普及などへの取り組み」についてですが、聴覚障害者とのコミュニケーションにおいて、透明マスクは有用であることから、市販の状況などについて情報収集に努め、関係団体等に情報を提供するほか、市ホームページ等でも周知を図ってまいります。

次に、「テレビ電話の設置」についてですが、コロナ感染予防で人との接触を控えるための対応として、遠隔で手話通訳ができるよう、障害福祉室にビデオでコミュニケーションできるオンラインサービス Zoom 用の端末を備えているため、改めて TV 電話を設置する予定はありません。

次に、「ささゆり園への WiFi 環境整備と助成」についてですが、ささゆり園においては、指定管理業務として「生活介護事業」を実施するうえで、業務用の有線 LAN 端子を整備していますが、これは一般の貸館利用者が利用することはできません。会議等でインターネットを必要とされる場合は、利用者においてモバイル WiFi などをご用意ください。

次に、「各庁舎のインターネット環境の整備」についてですが、市立図書館には利用者が利用できる Wi-Fi 環境を整備しているものの、他の公共施設では、ささゆり園と同様に市職員が業務に用いる前提のネットワーク環境であり、一般利用を想定したフリー Wi-Fi を整備する予定はありません。

次に、「聴覚障害者への理解と支援者育成」についてですが、本市では、聴覚障害者への理解促進、支援者育成のため、毎年、ささゆり園主催の手話講習会、及び箕面市社会福祉協議会、ささゆり園、市の 3 者共催の要約筆記講習会を開催しています。

要約筆記講習会の初日は、聴覚障害当事者による聞こえの話や体験談があり、市の人権研修に位置づけるなどしてオープンに開催し、講習会受講生に限らず多くのかたに参加いただいています。

なお、今年度は、コロナ感染予防のため市主催行事を自粛していたため、3 月から 5 月に予定していた手話講習会をオンラインに切り替えて実施したところですが、講師と参加者から「対面による開催がよい」とのお声を寄せていただいたことから、改めて 6 月からささゆり園において開催しました。

これらの講習会等については、今後も引き続き開催してまいります。

一方、シニア塾のメニューへの追加は、シニア塾には 60 歳以上の年齢要件があり、1 つのメニューの開催回数が 10 ～ 12 回であること、手話講習会は 1 回 2 時間の講座を年間 35 回受講することが必要であることなど、枠組みの相違があるため追加開催は考えておりません。

以上でございます。

「透明マスクの普及と啓発」については、市ホームページに掲載し周知をはかる、とのことで、よろしくお願ひしたいと思います。ただ、ホームページだけでなく、広報紙やあらゆる場所・機会において取り上げていただきたいことと、職員の方々が透明マスクを率先して使用することで、来庁された聴覚障害のかたが、コミュニケーションをとりやすくなるばかりか、このような課題を広く周知させることに繋がります。これは私たちにもいえることですが、是非、全庁あげて取り組んでいただきますよう、要望させていただきます。

またささゆり園における会議室の有線 LAN 端子について、一般の利用者が使え

ないということに驚いています。すでに設置されているものを、何故使ってはいけないのか理解に苦しみます。さらに、障害者市民の生活や社会参加において、いまや ICT の活用は欠かせないものであることは、市もよくご承知ではないでしょうか。障害者市民への合理的配慮の観点からも、あらためて Wi-Fi 等のインターネット環境の整備を求め、要望いたします。

またシニア塾については、手話を言語として認識していただくための良い機会になると考えており、受講日数が不足するのであれば、入門コース、初級コースというふうに、年度を分けて企画することもできるのではないのでしょうか。再度、ご検討いただけますよう、これも要望させていただきます。

さて「テレビ電話の設置」について、再度質問します。

コロナ感染への対策として、例えば3密状態を避け、外出の自粛が求められる場合などに、税や国保などの相談をしたい場合などは、どのように対応していただけるのでしょうか。

テレビ電話があれば、コミュニケーションを容易に図ることができると考えられますが、いかがでしょうか。

またコロナで手話通訳が得られないケースもあるでしょう。

スマートフォンではなく、いわゆる「ガラケー」と呼ばれる旧タイプの携帯電話を利用されているお年寄りがテレビ電話できるよう、例えばレンタル制度などがあればよいと思いますが、いかがでしょうか。

以上、あたりまえにどの公共施設にも速やかに問い合わせができるよう是非検討していただきたいと考え、質問いたします。ご答弁をお願いします。

<答弁>

「3密を避けた外出自粛時の税や国保の相談」について、ご答弁いたします。

相談者のご自宅から税や国保への相談される場合には、先ほどご答弁しました障害福祉室の Zoom を活用し、相談者と国保や税の間に障害福祉室の手話通訳業務員が入ることにより、三者による相談が実施できます。また、国において「聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律」が令和2年6月5日に成立、6月12日に公布され、公布の日から起算して9ヶ月を超えない範囲内において政令の定める日から施行されることとなりました。この法律により、当事者、相談先とオペレ

ーターの三者による 24 時間 365 日の「電話リレーサービス」による相談が可能となります。

次に「テレビ電話のレンタル制度」についてですが、相談については、電子メールや郵送などによる手段もあることから、レンタルを実施する予定はありません。

以上でございます。

電話リレーサービスの普及には期待したいと思います。

現在、ライフプラザの障害福祉室には、手話通訳の職員さんは 1 人しかいないと聞いています。その方が他の対応で塞がっている場合は、待っていなければならないでしょう。庁舎のどの部署に対しても円滑なコミュニケーションがはかれるような体制を創っていただきたいと要望させていただきます。またコミュニケーションツールの貸し出し等は当たり前のサービスとしてあるべきだと考えます。この件も再度要望いたします。

2 点目に避難所運営について、お伺いします。

避難所における新型コロナウイルス対策については、4 月には国からの通知が、またこの 6 月 3 日には大阪府が、市町村向けの避難所における感染症対策として『大阪府の避難所運営マニュアル作成指針』（新型コロナウイルス感染症対応編）を公表しました。今後、6 月末に府内市町村向けに研修が実施されるとのことですが、今まさに大雨やゲリラ豪雨等、風水害の季節を迎えるにあたり、箕面市においても地域の実情に応じて対策を考えておられると思います。総務常任委員会での質疑や一昨日の一般質問における議論をふまえ、いくつか質問いたします。

平素からの保健所との密接な連携について、指針には「災害時の避難所運営においては、新型コロナ感染症に適切な対応を行い、住民の命を守るためには、危機管理部局と保健所が平素から密接に連携を図っていかなければならない。」とありますが、箕面市には保健所がないため、情報が入りづらいのではないかと不安に思われる市民の方々は少なくありません。「平素からの密な連携」がどのように図られているのか、具体的にお示しください。また、今回の新型コロナウイルス感染者対応に際しては、どのような連携が行われたのか、さらに課題であると

思われた件についてもお伺いします。

<答弁>

「保健所との連携」について、ご答弁いたします。

「平素からの密な連携」についてですが、池田保健所とは「豊能保健医療協議会」等の会議やメール等による情報の共有、府保健師の同伴による個別訪問を実施しています。

また、「今回の新型コロナウイルス感染症対策に際しての連携」については、池田保健所管内関係機関の緊急連絡網の確認を行うとともに、同保健所に設置されている「池田保健所管内健康危機管理関係機関連絡会議」において新型コロナウイルス感染症の状況と対応等について逐次情報共有を図っています。さらに、池田保健所や大阪府健康医療部から、池田保健所管内の感染状況や大阪府新型コロナウイルス対策本部会議等の資料について、府ホームページ等への公表前にいち早く情報提供を受け、市の効果的な対策につなげることができました。

なお、課題については、現時点で特筆すべきものではありません。

以上でございます。

ご答弁ありがとうございます。このたびのコロナウイルス感染症に関する私たちへの情報提供は、ほとんど大阪府がホームページに公開された後からでしたので、気にかかっておりましたが、それ以前に情報を共有されていたと知りました。また、今回、とくに課題はなかったとのことですので、そういうことも是非、市民のみなさまにお知らせいただければと思います。たとえば、保健所が設置されている市では、PCR検査数が報告されています。箕面市でも把握されているので、是非公表していただきたかったと思います。

さて、新型コロナウイルス感染症の特性を踏まえた新たな対応について、当市における「新たな多様な避難所の確保」および「感染症対策用に物資・資機材の準備」の状況や計画がどのようなものかについては、一昨日、同様の質疑がありましたので、割愛いたします。

次に医療部門との連携の確立について伺います。「医師会等との協力体制」「避難者の感染症予防や基礎疾患の悪化予防を図るための保健医療体制」は具体的に

どのように整備されているのか、あるいは、今後さらに強化されることになっているのか等（スケジュールも含めて）お答えください。

また避難所の衛生管理について伺います。自宅療養となっている感染者や濃厚接触者、発熱などの感染の疑いがある人は、一時避難者とのゾーニングが図られると思います。避難所の出入り口や、トイレ周辺、調理場所、食事スペース等はマニュアル通りに配慮されることと考えますが、例えばトイレを分ける、という運営方法をお聞きしていますが、避難施設のトイレを使用した場合などは、誰が清掃を担うのでしょうか。ご答弁をお願いします。

<答弁>

「医療部門との連携の確立」について、ご答弁いたします。

医師会等との協力体制の構築については、新型コロナウイルス感染症への対応として、4月11日から感染疑いの患者の診察に、医師会から応援をいただいたところですが、このように、今後も災害時には医師会からの応援をいただく等、連携を深めてまいります。また、「避難者の感染症予防等を図るための保健医療体制」については、医療救護対策部において医療救護班を編成することとしており、現時点で強化する予定はありません。

次に、「避難所の衛生管理」についてですが、府が6月3日に策定した「大阪府避難所運営マニュアル作成指針」においては、避難所の開設時には、避難者の健康状態を確認できる受付スペースを設置し、一般の避難者、要配慮者、発熱等の症状がある者を振り分け、それぞれ専用スペースへ誘導できるよう準備が必要とされています。また、避難所の出入り口、トイレ周辺、調理場所、食事スペース等には手指消毒液を配置し、手洗いとともに消毒を促すようにするなど、避難所内における衛生管理の方法が示されています。

ご質問の濃厚接触者等が避難所のトイレを使用した場合の清掃については、避難者による清掃が基本と考えており、その際には池田保健所に指示を仰ぎ実施する予定です。

なお、6月下旬に府が開催する研修会で新型コロナウイルス感染症に対応した避難所運営のあり方を確認し、衛生管理に努めてまいりたいと考えています。

以上でございます。

3点目に、そのほかの課題について、お伺いします。

まずはじめに、オンライン学習については、臨時議会でも議論させていただきましたが、また夏場実施される予定になっておりますので、各家庭におけるオンライン環境や利用へのきめ細かい支援や配慮をあらためてお願いいたします。さきほどの質疑にもありましたが、体調面で不安がある場合や不登校ほかの諸事情のある児童生徒が希望する場合には、オンライン学習を活用できるよう、一人ひとりに応じた多様な学びのあり方を速やかにご検討いただきますよう私からも要望いたします。ご答弁は結構です。

つぎに、学生支援や芸術家支援策についての提案です。

学生への支援メニューは貸与型、給付型など色々ありますが、貸与型は、返済しなくてはならないため、すでに貸与型奨学金を受けている学生にとっては、ためらう要因になる場合があります。国は第2次補正において、授業料減免をおこなっている国立大学や私立大学、専門学校等への支援を決めましたが、国立と私立とでは補助率が異なり、国立大・国立高専は減免分の全額、私立大は3分の2、専門学校は2分の1の補助となっています。各大学等が独自に減免を行うため、内容はそれぞれ異なりますので、すべての学生が、十分な支援が得られるとは限らないようです。

また国は、アルバイトをしながら学ぶ大学生らの就学支援としてアルバイト収入が減った住民税非課税世帯とそれに準ずる世帯を対象に、1人10万円から20万円の「緊急給付金」の支給を決定しましたが、現状では、まだまだ支援が必要であると考えます。また、芸術家にとっても自粛要請のために活動の場が絶たれ、非常に過酷な状況となっています。同じく2次補正で、文化芸術活動への支援策が予算化されましたが、こちらもまだ充分とは言えそうになく、生活再建に向けたさらなる支援が必要な人もいると思います。

このようなときこそ、音楽など文化や芸術が果たす役割は大きいいため、ふるさと寄付金の項目を追加することで、市民が支援に関わる方法を考えられないでしょうか。ご答弁を求めます。

<答弁>

答弁をいたします前に、一点説明をしておきたいことがあります。今の中西議員の質問の中で、「学生への支援メニューは貸与型、給付型など色々ありますが、貸与型は、返済しなくてはならないため、すでに貸与型奨学金を受けている学生にとっては、ためらう要因になっている」と言われていますが、ご存じだと思いますが、今年度から給付型の奨学金の制度が拡充されました。特にひとり暮らしの学生には、給付額がほぼ倍増しました。また、新たに入学金が最大約28万円、授業料が最大70万円減免されるもので、対象世帯もこれまでの非課税世帯等から、例えば両親と大学生本人以外に高校生がいる4人家族で約564万円の収入まで対象となり、加えて今回のコロナ禍での急変世帯も対応しています。

また、国の1次補正の予備費を充当し、アルバイトをしながら学ぶ大学生らの就学支援として、アルバイト収入が減った住民税非課税世帯とそれに準ずる世帯を対象に、1人10万円から20万円の「学生支援緊急給付金」に加え、国の2次補正において、授業料減免を行っている国立大学や私立大学、専門学校等への支援も創設されています。

「学生支援や芸術家支援のためのふるさと寄附金の寄附項目の追加」について、ご答弁いたします。

本市のふるさと寄附金については、北大阪急行南北線延伸整備基金を含め市の施策の柱となる6つの用途を定めた基金と「市長おまかせ（財政調整基金）」のほか、「その他」として寄附者が任意の用途を指定することができるよう、柔軟に対応しています。

ご提案の学生支援や芸術家支援についても、「その他」の項目で、寄付者に指定いただくことにより寄附金の受け入れが可能ですので、その項目で市民の様々な思いを受け止めたいと考えています。

以上でございます。

ただいまのご答弁の中で、やや紛らわしい説明がありましたので、議事録に残りますので、混乱しないよう私の方で補足説明させていただきます。

まず、独立行政法人日本学生支援機構の給付型奨学金についてですが、「入学金が最大約28万円、授業料が最大70万円減免される」のは非課税世帯が対象

です。また、ただいまご紹介いただいたモデルケースの「両親と大学生本人以外に高校生がいる4人家族で約564万円の収入まで対象」というのは、今回のコロナのように「家計が急変」した場合のことであり、なおかつ第3区分という3分の1の授業料減免しかうけることができません。またこのモデルケースの場合、家計の急変時ではなく、通常の場合で満額貰えるのは両親の収入が370万円以下、所得なら242万円以下が該当します。また3分の1の支援の場合の条件は、両親の収入が516万円以下、所得は354万円以下が該当します。これは私が日本学生支援機構に直接確認させていただいて得た情報です。

ただいまの市のご答弁では、給付型奨学金制度や特別給付等が充実しているではないか、というふうに受け取れました。だから学生への支援に対する、喫緊の課題はないのでしょうか。市もご存知のことと思いますが、高等教育の無償化を目指して活動している団体「FREE」（フリー）が、たびたび記者会見を行い、活動内容等が報道されてきました。彼らは、「かけがえのない人生を豊かにする学びを経済的事情に左右されず、あらゆる人が権利として享受できる未来ある社会の実現」のために活動している、とのことでした。

彼らが4月に行った「新型コロナウイルス感染症拡大の学生生活への影響調査」の中間報告には世帯収入に関係なく苦しい状況にある学生の声を紹介されています。

「来月の生活費が払えない」「ダブルワークをしていたが両方休業になり、アルバイトには休業手当も出ず収入が5分の1になって来月にはゼロになる」という声。また4月27日時点の集計結果では、学生の85%がアルバイトをしており、そのうちの「7割が減収」、「5人に1人が退学を検討」、さらには約63%がアルバイト収入を生活費に充てることもわかりました。「バイト収入が途絶えて食事もかなり抑えて苦しい。母は失業した。家賃の支払いも厳しい。親の収入で奨学金の給付型、無利子貸与も該当しないが、兄弟もいるので学費が有利子の奨学金を借りている」（私立大学3回生、世帯年収600万円～800万円）というふうに、世帯年収にかかわらず困難な学生の姿が浮かび上がってきます。

この団体は、第2次補正予算案に「一律学費半額免除への補填策、1.5兆円規模」を求めましたが、成立した予算は不十分な内容となりました。

市は、正確な情報の把握とともに、このような学生が置かれている状況についての情報収集や、困っている学生に寄り添う心をもってほしいと思います。

さて、ふるさと寄付金の項目に、芸術家支援や学生支援を追加するのではなく、「その他」の項目のなかに寄付者の思いを受け止める、とのことですが、項目にあれば、市民の気づきを喚起し、市の思いを表明することにもなります。再度、ご検討いただきますよう、要望いたします。

次に、新型コロナウイルス感染症拡大やその影響で、これまでの日常とは違った生活を送っている方がいらっしゃるかと思います。「新しい生活様式」が叫ばれ、以前とは違う生活リズムや、これまで出来ていたことが制限されるなど、さまざまなストレスと共に生活するなかで、今後、大小にかかわらず心の悩みを抱える市民の方々が増えていくことが予想されます。そのような方々に対して、十分な心のケアを実施する体制がとれないでしょうか。市の見解を求めます。

また自立相談支援機関等の体制強化についてですが、国の第2次補正予算にはアウトリーチ支援を行う自立相談支援員の加配等、自立相談支援機関等の強化にかかる経費が盛り込まれています。生活にお困りの方や地域で孤立しがちな方に対して、訪問や電話によるやりとりを通じて、困りごとの状況を聞き取ることなども含まれており、これは市社会福祉協議会など地域関係機関への配置も可能とのことでした。この第2次補正予算の活用については一昨日の一般質問と重なる部分が多いので、ご答弁は結構です。

是非、この国の補助事業の活用を検討して下さるよう、要望いたします。

<答弁>

「新型コロナウイルス感染拡大の影響による、ストレスや心の悩みに対するケア」について、ご答弁いたします。

生活環境の変化による心のケアについての相談窓口や対処方法の周知については、チラシをはじめ、もみじだより、ホームページ等あらゆる媒体を通じて、情報提供を行っています。また、相談窓口や電話、他部署がキャッチした内容については、地域保健室が相談者の状態に応じ、保健所等との関係機関と連携し、心のケアを実施しています。

市民への感染症予防の広報についてですが、市内のある介護施設でお勤めの方

から、コロナウイルス感染症予防策についての、具体的な市の指示や指針が欲しい、との相談を受けました。介護スタッフとして働く人たちの間で感染予防策に対する温度差があるようです。市内の高齢者や障害者施設等への市の予防支援体制について、教えてください。

<答弁>

「高齢者や障害者施設等への市の予防支援体制」について、ご答弁いたします。

本市では、高齢者・障害者施設等における新型コロナウイルス感染症への対応は、国や大阪府からの指示に基づき行っており、「高齢者介護施設における感染対策マニュアル」、「障害者支援施設における感染拡大防止と発生時の対応について」等、国等から発信される情報は、随時、市内の高齢者・障害者施設等に向けて情報提供を行い、周知を図っています。

また、国等からは、多くの情報が発信され、各事業所で最新情報を把握しているかを確認するために、市内の介護サービス事業所、居宅介護支援事業所、地域密着型サービス事業所、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、障害福祉サービス事業所等に対してアンケートを実施し、あわせて各事業所等における感染防止対策の状況を確認しました。

その後も複数回にわたるアンケート等を通じて、事業所等の状況を確認するとともに、事業所等から利用者や従業員の健康に対する不安、新型コロナウイルス感染症に感染した恐れがある場合の対応、介護給付費等の臨時的な取扱いなどについて相談があった場合は、丁寧に聞き取りを行い、助言するとともに、状況に応じて関係機関と連携し対応しています。

また、事業所等からの相談を通じて、マスクの入手に大変苦労しているといった声が多くあったことから、市独自で66,000枚のマスクを一括調達し、不足する事業所等への支援を行うなど、今後も時機にあった支援を行ってまいります。

以上でございます。

是非、よろしく願いいたします。各事業所におけるコロナ対策への考え方がさまざまであり、利用者さんへの予防策が不十分であると感じる施設スタッフがいるようですので、いちど各施設の対応等、調べていただければと思います。

次に、指定管理者に対して、コロナの影響を受けている事業については一定の配慮を検討する方向であるとのことです。では北大阪急行線箕面船場阪大前駅前に整備予定の新文化ホールについてはいかがでしょうか。密着を避けるために観客席を空ける必要に迫られるとしたら、収益に影響を及ぼします。その場合、利用料金制だけでは経営が成り立たず、市からの補助が必要になるでしょう。この件について、市の見解をお聞かせください。

<答弁>

「新文化ホールの収益への影響に対する補助」について、ご答弁いたします。

新型コロナウイルス感染症予防のため、現在、ホール施設は「劇場、音楽堂等における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」に基づき運営されています。

文化芸能劇場は、来年度の開業であるため、開業時点でもガイドラインを踏まえた対策を講じる必要が続いている場合には、指定管理料の在り方について協議・調整を行っていきます。

以上でございます。

2項目目に、「気候非常事態宣言」について質問いたします。

昨今、日本国内でも気象災害が深刻化しています。地球上の各地で人々の生命や暮らしが危険にさらされ、自然や生物多様性が損なわれています。一昨年9月の台風21号がもたらした大きな被害は、まだ記憶に新しいのではないのでしょうか。

2016年、「産業革命前からの世界の平均気温上昇を2℃未満に抑える。加えて1.5℃未満を目指すことを目標とした国際条約「パリ協定」が発効しました。その実施に当たっては、各国の削減目標などを定めた「自国が決定する貢献（NDC：Nationally Determined Contribution ナショナルリー デイターミインド カントリビューション）」を5年毎に提出することが義務付けられています。しかし、その後も世界のCO2（温室効果ガス）排出量と平均気温は観測史上最高を記録し、パリ協定に基づく各国のCO2削減目標が達成されたとしても、今世紀末に世界の気温は3.2℃の上昇に達してしまうと、国連は警鐘を鳴らし

ています。そしていよいよ 2020 年からパリ協定の本格運用に向けて、スタートしました。

「気候非常事態宣言」とは、国や自治体などの行政機関が気候変動の危機に対して非常事態宣言を公表し、政策立案、計画、キャンペーンなどの対応を優先的に行うものです。宣言自治体は、昨年 9 月末時点で、世界 1100 を超えています。我が国では、2019 年 9 月 25 日の長崎県壱岐市を皮切りに、2020 年 6 月 5 日現在で、31 の自治体と 11 の学会、研究機関で宣言がなされています。大阪府下では、堺市、河南町、大阪市、河内長野市、熊取町、泉大津市など 6 市町がすでに宣言しています。

そこで本市においても、次世代へ持続可能な箕面の環境を引き継ぐために、今、是非やっておかねばならないことを、着実に進めていかねばならないと考え、以下の質問をいたします。

1 点目に当市の CO2 排出量削減の状況について伺います。

箕面市の地球温暖化対策の推進に関する実行計画における、現時点での進捗状況と目標達成に向けた見通しと評価についてお聞かせください。

実行計画における PDCA サイクルを用いて、部署ごとの数値化はどのようになっているのでしょうか。また、現状での問題点、課題についてお聞かせください。

2016 年度までは、関西電力からのデータ収集で CO2 排出量が計算されていたものが、電力の自由化によって排出量が計算できなくなったと思いますが、2017 年度以降の年ではどのような方法を用いているのかも、お聞かせください。

<答弁>

ただいまの中西議員さんのご質問に対しまして、ご答弁いたします。

「本市の CO2 排出量削減の状況」についてですが、CO2 の排出抑制にあたっては、箕面市地球環境保全行動計画における市民・事業者・行政の具体的な取り組みを現在も継続実施しており、市においては各部局で省エネ法に基づく環境家計簿を作成し、電気やガス等の使用量の把握を行い、電気・ガス等の使用量の削減や省

エネ意識の喚起に努めているところです。

第5次箕面市総合計画後期基本計画においては、CO₂の排出量を、2030年度までに2013年度比で26%削減する目標を設定しており、直近の公表値である2017年度の排出量は、2013年度比で15.6%削減している状況です。

第五次総合計画後期基本計画の数値目標の達成に向けては、本庁舎のESCO事業の導入やスカイアリーナなど市立体育施設の照明のLED化などを行っていますが、市内部での省エネ意識の醸成、市民や事業者に向けた啓発を引き続き進めることが肝要であり、今後も継続して目標の達成に向けた環境啓発等の取り組みを進めてまいります。

なお、本市のCO₂の排出量については、以前は関西電力からのデータを用いていましたが、現在は環境省公表数値を活用しています。

以上でございます。

2点目に、市民・NPO・NGO等と連携した取り組みについてお訊ねします。

気候危機に対して、市民やNPO等を含む諸団体を支援し、連携した取り組みを広げていく事などの取り組みについての市の考えや、とりくみ状況についてお聞かせください。

<答弁>

「市民・NPO・NGO等との連携した取り組み」についてご答弁いたします。

本市では、NPO法人「みのおアジェンダ21の会」に環境教育を委託し、小学校5年生を対象に地球温暖化対策をテーマとした授業を実施しています。

本取り組みは、子どもたちが地球環境問題を理解し、家庭や学校で環境にやさしいライフスタイルを実践していただくことを目的としており、平成13年度に開始されて以降延べ約17,000人の児童が受講しています。

なお、現時点においては、市民・NPOと連携した新たな環境啓発に関する取り組みについては計画していませんが、今後、他の自治体の事例等を参考に効果的な取り組みについて研究していきたいと考えています。

以上でございます。

ありがとうございます。是非、地域や市民の参画を進める取り組みを検討して頂きたいと要望いたします。

3点目に、当市の「気候非常事態宣言」について質問いたします。

市民・事業所を上げて取り組んでいく事が大切であると考えます地球温暖化対策の取り組みは世界規模の課題であるとともに、私たち一人ひとりの行動に課せられています。是非当市でも積極的に取り組む姿勢を示し、決意表明を込めて「気候非常事態宣言」をしていただきたいと思いますと思いますがいかがでしょうか。市の見解を求めます。

<答弁>

「気候非常事態宣言」についてご答弁いたします。

「気候非常事態宣言」は、宣言を表明することで、市民や事業者、団体等が、気候が非常事態となっている「危機感」を共有し、行動を促すことが目的とされておりますが、地球温暖化対策は、国や大阪府と連携した意思決定や取り組みが重要であると認識しております。

本市といたしましては、大阪府と連携し、「大阪府地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」に基づいた啓発等の取り組みを進めて行く考えであり、現在のところ「気候非常事態宣言」を行う予定はありません。

以上でございます。

現在は「気候非常事態宣言」を行う予定はない、とのことですが、みなさんもよくご存知のスウェーデンの高校生グレタさんの「私たちの未来を奪うな」という叫びが聞こえてきます。経済行動を優先し、便利なものを求め続けてきた結果、今私たちは暮らしまちづくりについて、立ち止まり考えていくなかで、地球を守る行動を「わがこと」として、一国の猶予もなく取り組まねばなりません。是非、そのような取り組みに向けて、市も積極的にリーダーシップを発揮して下さることを求めまして、質問を終わります。